

令和4年11月9日（水）開催

令和4年度
第8回農業委員会定例総会議事録

横浜町農業委員会

第8回横浜町農業委員会定例総会議事録

1. 期 日 令和4年11月9日(水)
2. 開催時間 午後1時30分
3. 場所 横浜町役場 3階 大会議室
4. 出席委員氏名 1番 菊池國廣 2番 青木一人 3番 野坂時夫
5番 杉山幸進 6番 秋田孝明 7番 長倉喜美男
9番 澤谷政夫
5. 欠席委員氏名 8番 沖津由藏
6. 出席職員氏名 事務局長 深井 真人 主査 秋田 凌
7. 案件
報告 第1号 農地の転用事実に関する照会について
議案 第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案 第3号 非農地証明願の承認について
議案 第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(一括方式)

8. 議事の経過並びに会議要領

事務局長 定刻となりましたので、ただいまより令和4年11月4日に招集告示致しました令和4年度第8回農業委員会定例総会を開会致します。

皆様ご起立ください・礼・ご着席ください。

本日、出席されている農業委員は7名で、8番 沖津由藏委員が欠席となりますが、横浜町農業委員会会議規則第7条により、過半数が出席されておりますので総会は成立致します。また、農地利用最適化推進委員より1名出席されております。なお1名より欠席の届出がありましたことをご報告いたします。

初めに長倉会長よりご挨拶をお願い致します。

議長 長倉 (～会長あいさつ～)

事務局 秋田

それでは、横浜町農業委員会会議規則第5条により、会長は総会の議長となり議事を整理することとなっておりますので、よろしくお願い致します。

議長 長倉

それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

これより会議に入ります。はじめに、議事録署名委員は議長において指名することにご異議ございませんか。

ご異議なしと認め、議長より指名致します。

2番 青木一人 委員、3番 野坂時夫 委員を指名致します。

次に、会期の決定を行います。総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。(異議なし)

ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定致します。

それでは、報告第1号 農地の転用事実に関する照会について、事務局より報告をお願い致します。

事務局 秋田

1ページをお願い致します。報告第1号 農地の転用事実に関する照会についてご報告致します。青森地方法務局むつ支局より土地の現況について照会がありましたので、現地調査を実施致しました。今回は2件の3筆でございます。番号1については、〇〇〇〇に位置しております。当該地は、隣の車庫が当時の測量した境界線からはみ出していることが判明したため地目変更をするものであります。番号2については、〇〇〇〇に位置しております。当該地は昨年より地目変更したいとの相談があり、その時点から水田台帳にも存在せず、長年肥培管理されておらず荒れ地となっていたことを確認しました。現況は宅地及び国道に囲まれ、草刈がされた状態でしたが雑草が生い茂っており地面は押し固められておりました。どちらも農振農用地区域外であり交付金等も対象外の土地でありました。位置図は2ページから3ページにございます。以上です。

議長 長倉

ただいまの報告について、ご意見ございませんか。

意見なしと認め、報告第1号を報告済みと致します。

ここからは議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 秋田 4ページをお願い致します。

ご説明する前に、本日の議案に係る現地調査は10月31日(月)に、農業委員2番 青木委員及び農地利用最適化推進委員の橋本委員並びに事務局2名の4名で実施しましたことをご報告致します。また、当初は浦須内推進委員も同行予定でしたが、所用により欠席となりました。

それでは、議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、ご説明致します。今回の申請は1件でございます。申請地については、譲受人が耕作する農地が隣接しており農作業の効率化を図るため、一部を分筆し売買にて所有権移転するものであります。申請地の位置図は、5ページでございます。また現地調査の結果については、担当委員より報告致します。以上です。

議長 長倉 引き続き、現地調査の結果について報告をお願い致します。

推進委員 橋本 (～現地調査結果報告～)

議長 長倉 ただいまの報告について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

農業委員 杉山 譲受人は、所有している農地全てを耕作していますか。

事務局 秋田 はい。譲受人は、田も所有しており主食用米を自身で作付けし収穫していることを水田台帳からも確認しております。

農業委員 杉山 わかりました。

議長 長倉 納得したということで、これより採決致します。
本件を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願い致します。
全員賛成ですので、議案第1号は許可することに決定致します。

議長 長倉 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 秋田 それでは、6ページをお願い致します。

ご説明いたします。今回の申請は1件で、青森県知事へ申請するために意見を求めるものであります。申請の内容は、農地の一部を分筆し住宅用地へ転用する計画であります。譲受人と譲渡人は親子であり、譲受人である息子

一家が居住するための平屋の居宅となります。農地区分については、第2種農地であり許可基準である代替地の検討は提出資料より非農地及び第3種農地で検討したことも確認できました。また、住宅建築に伴う農地転用の許可基準である建築面積に対しての建蔽率20%以上となることについても、平面図より問題が見受けられませんでした。申請地の位置図は7ページにございます。また現地調査の結果については、担当委員より報告致します。以上です。

議長 長倉 引き続き、現地調査の結果について報告をお願い致します。

推進委員 橋本 (～現地調査結果報告～)

議長 長倉 ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。質疑なしと認め、これより採決致します。本件を原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い致します。全員賛成ですので、議案第2号は許可相当とすることに決定致します。

次に、議案第3号 非農地証明願の承認について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 秋田 ご説明いたします。今回の申請は4件の12筆でございます。申請の内容については、全て相当前より山林原野化しており地目変更を希望するものであります。申請地のいつもお世話になっております。地図は10ページから14ページにございます。また、現地調査の結果については、担当委員より報告致します。以上です。

議長 長倉 引き続き、現地調査の結果について報告をお願い致します。

推進委員 橋本 (～現地調査結果報告～)

議長 長倉 ただいまの説明等について質疑を認めます。質疑ございませんか。質疑なしと認め、これより採決致します。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。全員賛成ですので、議案第3号は承認することに決定致します。

次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（一括方式）の承認について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 秋田

15ページをご覧ください。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（一括方式）の承認について、ご説明いたします。今回の申請は2件の2筆で、全て農地中間管理機構を活用するものであります。番号1は〇〇〇〇に位置しております。契約内容は、5年間の使用貸借で畑として使用します。また、農業経営基盤強化促進法の利用権設定が終期を迎えたため、農地中間管理機構への切替となっております。

番号2は、〇〇〇〇に位置しております。耕作者はキクラゲ等を栽培しており申請地についても畑として使用することです。契約内容は1年間で使用貸借となっております。契約期間は両者の希望により1年間といたしました。申請地の位置図は16ページから17ページにございます。以上です。

議長 長倉

ただいまの説明等について質疑を認めます。質疑ございませんか。質疑なしと認め、これより採決致します。

本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。全員賛成ですので、議案第4号は承認することに決定致します。

以上で、本日の議案審議は全て終了致しました。

その他、事務局から何かあればお願い致します。

議長 長倉

これをもちまして令和4年度第8回農業委員会定例総会を閉会致します。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに押印する。

令和4年11月9日（水）

横浜町農業委員会

議長 長倉 喜美男 ㊟

議事録署名者 青木 一人 ㊟

議事録署名者 野坂 時夫 ㊟